



ごあいさつ

グリーンファースト協同組合では、外国人技能実習制度を活用し、海外の若者が日本の企業での実習を通じて技術・技能や知識を習得し、帰国後に自国の経済発展に役立ててもらおう事を目的としています。日本の大企業、中小企業がこれまで培ってきた優れた技術、生産システムをアジアの若者に伝授していくことで、国際貢献を推進し『人の持つ想い・ちから』をサポートする団体を目指します。

代表理事 戸塚和昭

【送り出し機関について】

グリーンファースト協同組合では、ベトナム・インドネシア（一般）、中国（介護）の実習生を送り出すことを目的に、現地法人を設立し、学校や送り出し機関と連携し、不適正な送り出し機関の排除を目指しております。今後も継続的・安定的に日本へ送り出せる体制の構築を強化致します。



技能実習制度とは

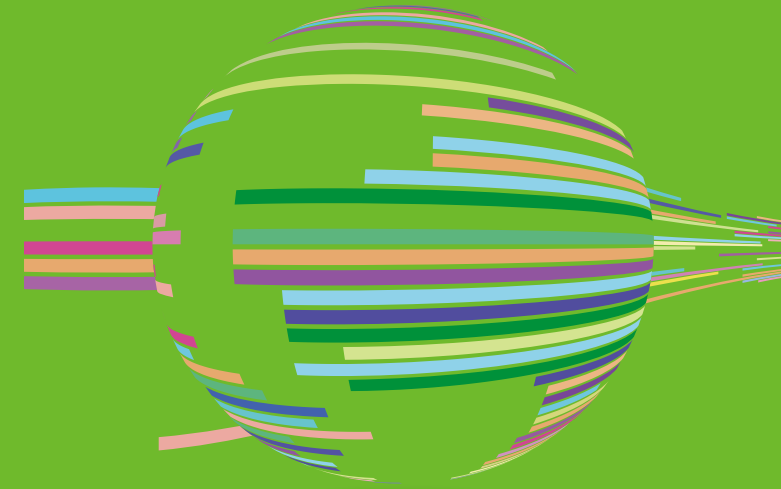
外国人技能実習制度は 1993年に制度化されました。外国人技能実習生が祖国の経済発展のために、日本の技能・技術や知識を日本で学ぶための制度であり、人材育成を通した国際協力の推進が本旨であります。

技能実習法には、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（法第3条第2項）と記されています。

外国人技能実習生は、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図ります。期間は最長3～5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。

GFC

GREEN FIRST COOPERATIVES



グリーンファースト協同組合

〒371-0804 群馬県前橋市六供町 1081
TEL 027-288-0058 FAX 027-265-5385

監理団体許可番号：1904000034

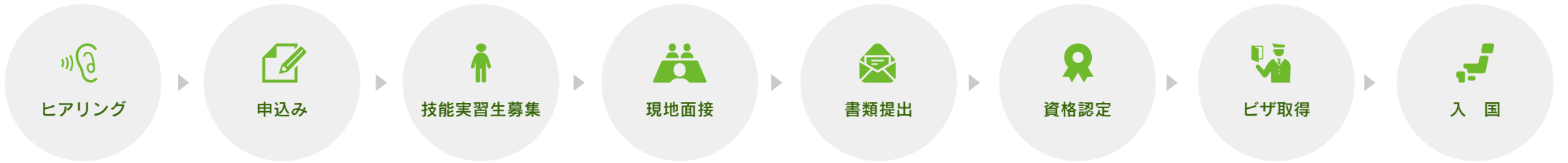
グリーンファースト協同組合



受け入れまでの流れ



企業ヒアリングから入国まで



入国から特定技能 1号&2号まで



技能実習生受入れ可能人数

一般／常勤従業員数	30名以下※1	31～40名	41～50名	51～100名	101～200名	201～300名	301名以上
受入れ可能な技能実習生の人数※2	3名	4名	5名	6名	10名	15名	従業員の5%
介護／常勤職員数	10名以下	11～20名	21～30名	31～40名	41～50名	51～71名	72～100名
受入れ可能な技能実習生の人数※2	1名	2名	3名	4名	5名	6名	6名

※1) 従業員数2名以下の企業の場合、常勤従業員数を超える人数での受入れは不可。 ※2) 1年目の講習終了後から、受入れ企業との雇用契約に基づき実習生に労働関連法令が適用。

外国人採用をご検討の際は

グリーンファースト協同組合へ

監理費

実習生 1 名 40,000 円 / 月

※5名以上ご採用頂ける場合は、5,000 円お値引き致します

～外国の提携先～



当組合では、インドネシア・ベトナム・中国の送出国と提携しており、各国の教育機関にて日常会話、日本の習慣(礼儀作法など)の講習を行っています。近年では、インドネシア技能実習生の受入れを行う企業様が急増しております。現地の日本語教育では「会話力」を最も重視した授業を行い、介護職にも対応できる人材育成に励んでおります。



介護職種の実習生 場面会話レクチャーの指導



実習生の会話力を重視した授業



実習生の読み書きの授業

1. 優秀な人材の確保

■継続的な人材確保

最長 3 年間の在留が認められる技能実習を活用し、安定した雇用が確保できます。

■生産効率の向上

優秀で勤勉な人材を導入することで、生産性を高めることができます。

2. 社内の活性化

■職員の意識向上

やる気のある積極的な実習生により、社内の雰囲気明るくなります。

■業務内容の見直し

実習生を受入れるにあたり、マニュアルやルールを改めることで、職員のモチベーション向上にも繋がります。

3. 国際貢献とビジネス拡大

■経済発展への協力

貴社で学んだ技術を技能実習生が母国で実践することで、開発途上国の経済発展に繋がります。

■海外とのビジネスチャンス

海外との繋がりができることで、新たなビジネスの可能性が広がります。

4. 送出国との協力体制

■連携したサポート

送出国と連携を取り、母国での学習状況や入国後の管理を強化しています。

■帰国後のバックアップ

日本で身に付けた技能を生かして母国で活躍できるよう、就職支援を行います。